

第 I 部

PTA の基本

1 はじめに

この「PTA活動をすすめるために」は、多くの方々にPTAについて理解していただくことを目的に作成しています。PTA活動についてのあり方を例示したものであり、現在、取り組んでおられる活動が、これに制約されるものではありません。

社会の変化に合わせたPTA活動の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

OPTAって何？

PTAは、子どもたちの健全な成長を図るために、会員がお互いを高め合いながら自主的に運営する社会教育関係団体です。その活動は、保護者同士、保護者と教職員が交流しながら学び合うことで、自身の成長にもつながる重要な場となります。

また、学校行事への支援や登下校時の安全対策など、様々な活動を地域の実情に応じて実施することで、学校・家庭・地域を結ぶ要としての大切な役割を担います。

OPTAの運営について

PTAは、幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され（学校ごとの組織を『単位PTA』といいます）、会員は保護者と教職員で構成されます。

PTA活動の趣旨や活動内容を会員に十分に説明した上で、保護者と教職員一人ひとりが主体的に参加できる組織運営や活動内容の工夫により、誰もが負担なく活動に参加できるような方向で運営されることが大切です。（⇒詳しくは2～5ページを参照）

なお、PTAは社会教育関係団体ですので、入退会は任意です。

（昭和24年6月：社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」と位置づけられています。）

OPTAと学校の関係は？

PTAと学校は、「子どものため」という共通目的を持つ対等なパートナーです。目指す子どもの姿を共有し、連携・協働することで、子どもたちは「包み込まれているという感覚」を実感しながら成長します。

また、保護者と教職員がつながりを深めることで情報交換や意見交換をしやすくなり、子どもの健やかな成長の支えとなります。

2 P T Aの運営について

OPTAの規約・細則

単位P T Aの規約には、基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示します。

— <規約【例】> —

- ① 名称・目的について
- ② 構成・組織について
- ③ 事業・活動内容について
- ④ 役員・委員について
- ⑤ 総会・役員会・委員会等の機関について
- ⑥ 会費・経費について

さらに、具体的な運営・活動を展開するために、現状や実態に即して次のような細則を作ることが推奨されます。細則の改廃については、規約に明記しておきましょう。

細則の内容は、いずれも規約に違反したり逸脱したりするものであってはなりません。

— <細則【例】> —

- ① 入会、退会の手引き
- ② 会費の額や徴収方法
- ③ 会計の管理及び処理の仕方
- ④ 役員の選出方法
- ⑤ 個人情報の取扱い
- ⑥ 専門委員会、地域委員会等の運営方法
- ⑦ 学年P T A、学級P T A等の運営方法
- ⑧ 表彰や慶弔規定 など

ココがポイント



<会員の理解を得る工夫を>

P T Aの規約は、会員に周知徹底していくために、規約に対する会員の関心を高める工夫が重要です。そのためには、読みやすく、分かりやすい内容で、必要最小限の内容、項目、さらに平易な表現を心がけましょう。

会員の理解を得るためには、以下のような取組が考えられます。

- ① 入学説明会や保護者懇談会等を利用して、規約の説明の機会を設定する。
- ② 総会、学年P T Aなどで、規約の説明や協議の機会を設定する。
- ③ 規約に関することを広報紙などに掲載し、周知する。

3 P T Aへの入退会と組織の編成

P T Aは任意団体であり、入退会は個人の意思で決められるものです。

事前に活動の目的や意義などを丁寧に説明するとともに、入退会が任意であることを説明し、本人への意思確認を行うことが重要です。

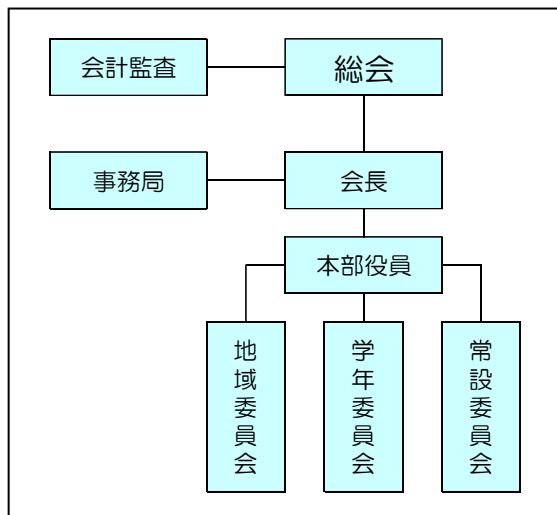
P T A組織の編成は、それぞれの役割・責任・分担が明確にされていることが大切です。P T Aの組織は、大きく3つに分類されます。

①議決機関（総会等） ②執行機関（本部役員会等） ③監査機関（会計監査等）

これらの機関は、それぞれ独立した権限と責任をもって機能を果たすことが求められます。

また、役員を選出にあたっては、選出方法や過程などのルールを明示し、強制や押し付け合いがないようによく話し合っ決めて決めることが大切です。

OPTAの組織図（例）



ココがポイント <組織編成の工夫>

左記の組織図は一例です。

学校規模や会員数、地域の課題や特色に応じて柔軟に組織を編成し、必要に応じて、行事や取組ごとにボランティアスタッフを募集するなど、「できるときに、できる人が、できることをする」という無理のない範囲で参加しやすくなるような工夫も有効です。

4 P T Aの委員会活動

以下の全ての委員会を設置する必要はありませんが、学校の実態に応じて活動を精選し、焦点化した取組を進めていくことが大切です。

○委員会活動の例

- 地域委員会……交通安全対策、環境浄化対策等の委員会
通学路の安全点検、あいさつ運動、通学時の安全指導への協力、校内施設・設備の安全点検、校内巡視等への協力 など
- 学年委員会……学年、学級の委員会
学年行事、学級行事、親子行事の開催 など
- 常設委員会……広報、保健、安全、人権、家庭教育等の委員会
広報誌の発行、健康安全・人権に関する研修会の開催、子育てに関する保護者の学びの場の提供 など
- その他の委員会……創立記念事業、P T Aのしおり作成等の委員会
特別行事の開催 など

5 予算の編成

P T Aの予算は、学校（園）のすべての子どもたちの健全な成長を図るために使用されるべきものであり、会費の額や用途等は、総会などの場で会員から承認を得る必要があります。

予算の編成に当たっては、活動方針や目的に沿ったものであるかどうか、すべての子どもに還元されるものであるかどうか、という視点で確認することが大切です。

○予算編成と事業計画

予算の編成作業は、事業計画の作成作業と一緒に行うことで、一年間の活動全体のイメージを持つことができます。

ココがポイント



〈予算編成の手順〉

- ① その年度の活動の重点をしっかりとおさえ、学年委員会・地域委員会・常設委員会の活動の状況やその効果を十分検証する。
- ② 新旧の本部役員や各委員会メンバーが話し合う場を設ける。
- ③ 原案を本部役員会等で審議し、総会用の資料をつくる。
- ④ 総会で提案し、承認を得る。

※前年度事業の振り返りや、P T Aの実態をふまえ、その年度毎に活動しやすい予算の内容に更新していきましょう。

なお、会費を徴収する際、会員が学校諸費と同じ口座からの引き落としを希望する場合は、同意書等の提出により、会員の意向を確認したうえで、P T Aと学校（園）が委任契約を締結することが必要です。

6 事業計画の立案

年間事業計画は、本部役員会や各委員会等が中心になって案を作成します。

実施することが目的とならないよう、「誰の、何のための活動なのか」ということを
会員相互で共有して取り組むことが大切です。

OPTA年間活動計画【例】

月	主な行事予定
適宜	本部役員会、あいさつ運動、運営委員会
4月	各委員会
5月	PTA総会、花植え
6月	通学路の安全点検
7月	地域委員会、広報発行①、研修会
8月	レクリエーション大会、校内清掃
9月	体育祭
10月	PTAバザー、子育て研修会
11月	市PTA連絡協議会研修会
12月	人権研修会、広報発行②
1月	各委員会
2月	各学年PTA懇談会、親のための応援塾
3月	広報発行③、PTA年度末総会

ココがポイント



〈計画立案の留意点〉

- ① 学校・地域の課題や会員の声が反映されていますか。
- ② これまでの活動を見直し、改善されていますか。
- ③ 会員が参加しやすい工夫がなされていますか。

※PTA主体で行う活動と、学校行事や地域行事と連携・協働する活動をバランスよく取り入れることで、会員の負担軽減にもつながります。

また、会議や打ち合わせは短時間、オンラインも活用するなど、誰でも参加しやすい取組の工夫が効果的です。

PTAだより（広報誌）やホームページ等を活用し、会員や地域住民と情報を共有することで、活動への関心が高まり、PTAへの理解をいっそう深めることができます。

（⇒広報活動は7ページを参照）

7 具体的な活動例

京都府内で実践されている活動例です。

1. 学校・家庭・地域と連携・協働して行う活動
 - ・年中行事（しめ縄づくり、餅つき大会 等）
 - ・環境整備（花壇の手入れ、校内美化作業 等）
 - ・スポーツ交流会
 - ・学級・学年レクリエーション行事
 - ・地域清掃活動
 - ・通学路の安全に関する意見交流会
 - ・自然体験活動
 - ・資源回収活動（地域の方と協力して環境教育と地域貢献を兼ねた取組）
 - ・保護者と一緒に参加する活動（親子まつり、消防体験 等）
 - ・保護者による授業（生涯学習、キャリア教育 等）

2. 学びに関する活動
 - ・家庭教育に関する研修会
 - ・文化教養講座（地域の歴史への関心・理解を深める活動 等）
 - ・講演会の実施（人権、情報モラル、性教育 等）
 - ・講習会（救急救命法、参観日と兼ねた非行防止教室や薬物乱用防止教室 等）

3. 安心安全に関する活動
 - ・あいさつ運動
 - ・安全パトロール（夏休み中の夜間パトロールや重点的パトロールの実施）
 - ・交通安全教室（地域の警察署との連携）

8 広報活動

P T Aの意義や活動への理解を得るために、活動内容や取組の成果などは積極的に学校・家庭・地域に広報していくことが大切です。

◇広報活動の意義・役割

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ① 会員の意識を高め、活動の周知を図る。…………… | 活動方針や活動状況を伝える。 |
| ② 信頼関係、連帯感をつくる。…………… | 会員の意見、主張、体験及び感想を伝える。 |
| ③ P T A活動に対する理解を深める。 | |
| ④ 地域の人々への働きかけを行う。 | |
| ⑤ 保護者の学習の機会とする。 | |
| ⑥ 家庭教育に関わる情報を提供する。 | |

※ 一方的に情報を提供するものではなく、保護者が子どもとのコミュニケーションのきっかけにしたり、会員が自ら学ぶ機会にしたりできるような内容であれば、効果はいっそう高いものとなります。

◇広報づくりのチェックポイント

- ・ 紙面のほとんどが、役員のあいさつ記事になっていませんか？
- ・ 学校行事の話題ばかりに内容が偏っていませんか？
- ・ 必要に応じて会員の声も盛り込まれていますか？
- ・ 会員が関心をもっている話題を選んでいませんか？
- ・ 見出しの工夫や適切な写真やカットが使用されていますか？

◇広報活動の方法〈例〉

広報活動は紙面で配布するだけでなく、WebページやSNS、アプリを利用するなど、様々なメディアを活用した方法があります。

また、地域や自治会の協力を得て、回覧板などで地域住民に広報するなど、幅広く展開していくことで、P T A活動への地域の方々の理解がいっそう深まります。

◇【重要！】著作権・肖像権・個人情報の取り扱い

著作権や肖像権、P T A会員から得た**個人情報の取り扱いには十分に配慮する**必要があります。著作権法や個人情報保護法を遵守し、文や写真等を掲載する際には、**目的や内容、掲載の方法、配布先等を伝え**たうえで**著作権者・肖像権者から承諾を得る**等、丁寧な対応を心掛けましょう。

参考資料

1 P T Aの目的や性格について

P T Aは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。

近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりP T A活動に参加しにくくとも参加できない保護者がある一方で、様々な価値観からP T A離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているP T Aもあると考えられる。保護者にとって、P T A活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるP T A活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成 20 年 2 月）

- (1) 子ども の 在 学 時 を 区 切 り と し、年 齢、職 業 等 が 異 な る 多 様 な 会 員 構 成 の 団 体
- (2) 民 主 的 に 運 営 さ れ る 団 体
- (3) 特 定 の 政 党 や 宗 教 に 偏 ら ない 団 体
- (4) 他 の 団 体 や 機 関 と の 積 極 的 な 連 携 ・ 協 力 に よ り、地 域 の コ ミ ュ ニ テ ィ の 形 成 に も 大 き な 役 割 を 果 た す 団 体
- (5) 営 利 を 目 的 と し ない 団 体
- (6) ボ ラ ン テ ィ ア 精 神 に 基 づ き、自 主 的 に 学 習 及 び 活 動 す る 任 意 の 団 体
- (7) 学 校 区 を 範 疇 と す る 地 域 団 体 で あ り、市 ・ 郡 ・ 府（ 県 ） ・ 全 国 の 組 織 を も つ 団 体

社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」（昭和 42 年 6 月 23 日）

参考資料

2 P T Aのあゆみ

昭和 21 年 4月	アメリカ教育使節団の報告書に基づき、文部省（現・文部科学省以下同じ）が全国にP T Aの設置を推奨
昭和 22 年 3月	文部省が都道府県あてに「父母と先生の会—教育民主化の手引—」（※P T A結成の手引き書）を送る。各学校にP T A結成について奨励
昭和 24 年 6月	社会教育法公布 P T Aを「社会教育関係団体」として位置づける。
昭和 26 年 5月	児童憲章制定 P T A活動に対して大きな示唆
昭和 42 年 6月	「父母と先生の会のあり方について」（文部省社会教育審議会報告）P T Aの目的・性格、構成、運営などについて明記
平成 8 年 4月	地域における生涯学習機会の充実方策について（生涯学習審議会答申） 学校に対する地域社会の支援拡充のためにP T A活動の活性化が不可欠と明記
平成 20 年 2月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中央教育審議会答申） P T Aは学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っていると明記
平成 27 年 12月	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中央教育審議会答申） P T Aをはじめとする地域住民が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え合う「地域学校協働活動」の推進が明記

3 京都府内でのP T A組織の結成

京都府内の公立幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、それぞれに単位P T A（育友会）が組織されており、その連合もしくは連絡団体として、次のものがあります。

	団 体 名	構 成 する P T A ・ 育 友 会	設 立
(1)	京都府P T A協議会	公立小学校・中学校・義務教育学校（市町（組合）立）	昭和 29 年 10 月
(2)	京都府公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会	幼稚園・こども園（市町立）	昭和 38 年 10 月 平成 29 年 4 月 名称変更
(3)	京都府立高等学校定時制諸陪体育友会連合会	府立高校（定）	昭和 44 年 6 月
(4)	京都府立高等学校P T A連合会	府立高校（全・定）・特別支援学校・府立中学校	平成 元年 3 月
(5)	※京都府国公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会	国公立幼稚園（京都市立含む）	平成 9 年 4 月

※(2)の協議会に国立・京都市立を含んだ協議会

参考資料

4 情報提供を行うための効果的な方法

1 メールやSNS等を活用した配信

◇はじめに

各学校では、行事予定、学校の様子等を記した様々な紙文書を、児童生徒を通じて配付しています。しかし、なかなかタイムリーな形で保護者の手元に届かず、情報が周知・徹底されていないことも多いのではないのでしょうか。

そのような中、メールやSNSを活用して、直接会員に各種案内の情報を配信するという取組をされている学校が増加しています。より早く、確実に「PTA総会」等の案内やPTAからの最新情報を入手できるというメリットがあります。

◇PTA会員からの声

「メール」による情報提供を行っている学校では、次のような声が届いています。

- 学校内の行事内容、取組など、大変分かりやすく見せていただいています。
- 子どもが持って帰ってくる手紙より早くメールが届くので、大変ありがたいです。

<メールを使った会員への情報提供の実践事例（府立学校）>

= 「PTAお知らせメール」の登録について =

1 ご希望の会員様は、パソコン及び携帯電話から、次のアドレスに、

題名（件名）「〇〇高校PTA登録」
本文 「生徒氏名、学年」
<記入例 「〇〇 太郎 3学年」>

〇〇〇-hs-pta@kyoto-be.ne.jp

を記入したメールを送付してください。

（申込みの期限 ）」

2 受信後、登録させていただき確認メールを返送させていただきます。

3 以後、PTA本部からのお知らせが届くことになります。

今後は、各行事の参加の「可否」もメールで受け付けできるシステムを目指していきます。

4 なお、登録いただいた情報は、PTAお知らせメール以外の用途には使用しませんので、ご了承をお願いします。

また、京都府の教育情報ネットワークを活用して運用し、学校内でPTA担当が送受信するシステムといたします。

▶お知らせメールのイメージ図

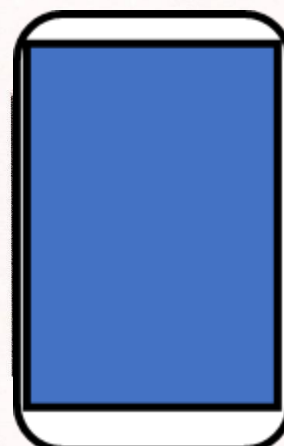
<お知らせの内容（案）>

PTA行事のお知らせ

学校行事のお知らせ

学校HPの更新

最新情報 等



2 Webページ（インターネット上のホームページ）

◇はじめに

Webページは、インターネットに接続することができるPCやスマホ上であれば、いつでもだれでも閲覧することができます。

◇Webページ作成にあたっての留意点

① 学校との連携

- Webページの立ち上げにあたっては、まずは学校と連携し、よく相談することが大切です。多くの学校では、学校のWebページがあるので、そのWebページの一部に「PTAのページ」を増設してもらうようにすれば、学校と連携して運営することができます。

② 構成を考える

- 「何を伝えたいか」を焦点化し、掲載するものを精選します。
- 「あれば楽しい」よりも、なくてはならないものを決め、テーマを絞ります。

③ 素材の準備

- 文章だけのページでなく、図やイラスト、写真を使って見やすく、読みやすいものにします。
- 写真やイラストを掲載する場合、肖像権や著作権には十分に注意して、会員や子どもが特定される場合には、事前に了解を得る等の調整が必要です。

④ パスワードの設定

- 個人情報保護の観点から、不特定多数から見られて困る内容についてはパスワードを設定することが大切です。

◇Webページの運営

- Webページは、情報を定期的に更新することで、関心を高め、度々閲覧してもらうことができます。複数名の担当者で運営し、「毎月1日更新」などと決めて、明記しておくことで運用しやすく、見る人にとってもいつ情報が得られるかがわかり便利です。
- Webページを更新する場合には、必ず学校の先生にも確認してもらいましょう。